資料 3

国家座標の認証に係る指針（案）について

1. 経緯

平成30年3月の第21回測量行政懇談会において、測位基盤検討部会（部会長：佐田達典日本大学教授）から「位置の基準（測地基準座標系）のあり方について ―準天頂衛星システムが実現する高精度測位社会を支える―」が報告されました。これを受けて、国土地理院では、従来のセミ・ダイナミック補正を高度化させた地殻変動補正システムの構築（図1）、新たな標高体系構築に向けた航空重力測量の実施（図2）、民間等電子基準点登録制度の整備（図3）、理解促進のための啓発活動（図4）等、測位基盤の整備を着実に実施して参りました。

図１ 定常時地殻変動補正システム

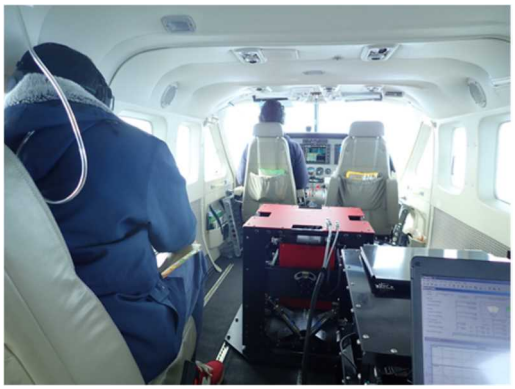

図２ 航空重力測量

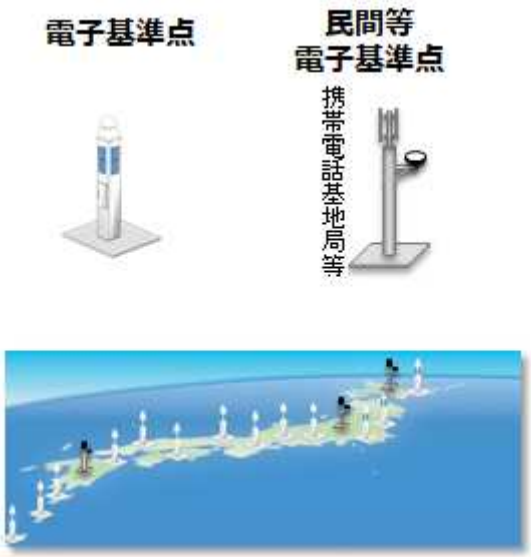

国土地理院に登録された民間等電子基準点を利用することで、位置情報サービスの品質を担保しつつ、補正に必要な密度向上を実現。

図３　民間等電子基準点登録制度

図４　ドラマで描く位置情報の未来(動画)

2.「国家座標」及びその認証に係る指針

昨今、高精度測位が新たな測位手法や低価格な測位関連サービスによってより身近な形で実現されつつある中、異なる時点や異なる基準に基づく座標値が互いに整合しないことによる社会的な混乱が生じる懸念が強まり、位置情報を同一の基準で取り扱うための共通ルールを「国家座標」としてあらためて社会に浸透させる必要があります。また、位置座標を扱う機器やサービス及び位置座標そのものが共通ルールである国家座標に適合するかどうかを第三者が認証することで安心して位置情報をお互いに利用できる仕組みが必要となってきています。上記部会報告に記された提言をよりいっそう推進し、また、昨今の状況に的確に対応するための指針を、別紙の「国家座標の認証に係る指針（案）」としてとりまとめました。

本指針は、新たな規制を設けるものではありません。位置情報の誤用を防ぐべく位置情報の共通ルールへの理解を促進し、位置に関する公的な認証が必要となる場合の受け皿となるものです。